

湯河原町公営企業会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月29日

湯河原町公営企業管理者 涌井 信 明



湯河原町公営企業管理規程第5号

湯河原町公営企業会計規程の一部を改正する規程

湯河原町公営企業会計規程（平成23年湯河原町公営企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第17条中「第33条の2」を「第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項」に改める。

第18条の2第1項中「第33条の2」を「第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第1項」に改める。

第18条の3第1項中「（昭和22年法律第67号）」を削る。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。